

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 29 日現在

機関番号：32517

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25670924

研究課題名(和文)日本の学部・大学院教育における新たな司法看護教育体系の創造

研究課題名(英文)The Creation for New Forensic Nursing Education System in Japanese Undergraduate and Graduate Nursing Schools

研究代表者

日下 修一 (KUSAKA, Shuichi)

聖徳大学・看護学部・教授

研究者番号：00566614

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：海外の司法看護教育の歴史は浅く、卒後教育で、性被害者支援、暴力、児童虐待、矯正看護教育が行われている。日本の看護教員、刑務所の刑務官、看護師への調査から、看護学生への教育の必要性が示された。

司法看護教育は一般の看護師になる基礎看護教育、特に学部教育レベルで行う必要がある。司法看護の対象は患者(被害者・加害者)、被害者及び加害者の家族となり、暴力や虐待の存在する場所で必要とされる。暴力や虐待のない環境は特殊な環境であり、ジェネラリストを目指す一般の看護師、看護学生は司法看護の基本を学ぶ必要がある。司法看護教育のカリキュラムを作成するにあたって、学部、大学院教育の試案を作成した。

研究成果の概要(英文)：The forensic nursing education in USA, EU, and other countries has a short history. They educate SANE programs, violence, child abuse, and correctional nursing. Some of researches for Japanese nursing teachers in universities, and correctional officer and nurses in jail show nursing students need to be educated about forensic nursing. Nursing students in Japan must be educated about forensic nursing in their undergraduate level, who will become general nurses.

Objects of forensic nursing are patients (victim and perpetrator) and their families. Forensic nurse are necessary for violence and abuse. The environment without violence and abuse is in unusual circumstances; nurses and nursing students who want to be generalist must learn the basic forensic nursing. To develop a curriculum of forensic nursing, we made the draft proposal for undergraduate and graduate level.

研究分野：精神看護学、家族看護学

キーワード：司法看護 看護教育 刑事施設 矯正看護 被害者支援 加害者支援

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 司法看護は主にアメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ等諸外国で展開されている「犯罪に関連する看護であり、加害者・被害者及びそれぞれの家族や地域を含む対象に提供される看護」(Virginia A. Lynch: Forensic Nursing, 2006., 日下修一: 司法看護について, インターナショナルナースングレビュー, 35(5), 88-89, 2012.)と定義され、その範囲は広く、犯罪の被害者へのケア、逮捕された犯罪加害者へのケア、拘留所・刑務所等に収容されている容疑者、受刑者へのケア、犯罪に巻き込まれた被害者家族及び加害者家族へのケア、犯罪の証拠収集、検屍官、裁判における鑑定人・専門証人、医療事故や医療訴訟についての法的コンサルタント、災害や虐殺時の被害者ケア及び犯罪予防等があり、国、地域によって異なるが、様々な役割を果たす看護師の活動である(日下修一: 同上)。国外では研究活動、実践活動の交流の場として、国際司法看護学会が1991年から活動をはじめ、学部教育、修士課程、博士課程、継続教育等様々な形態の司法看護教育がなされている。

(2) 日本での司法看護は極めて限定された形で実践されている。例えば、医療観察法病棟における司法精神看護、刑務所や少年院等での矯正看護、刑務所や少年院からの依頼で、病院が医師や看護師を派遣することや病院における犯罪者等への看護が該当する(日下修一: アディクション看護学, メジカルフレンド社, 2011.)。の場合、いつ病院看護師が司法看護と接点を持つのか分からないため、どう関わり、どう対処するべきか、具体的な教育が必要となる。

### 2. 研究の目的

司法看護は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ等の諸外国では看護の活動分野として認知され、看護系大学院においてはNP (Nurse Practitioner, ナース・プラクティショナー)として司法看護師の養成がなされている。しかし日本では、司法精神看護や矯正看護という一部の分野の活動は認めるものの、司法看護としての認知は低く、また総合的な視座で司法看護に取り組んでいるものではない。

本研究は立ち遅れている司法看護教育を日本の看護基礎教育で行うことを実現するために、1.現在の日本の司法看護に関連する教育の実態について明らかにする、2.海外の司法看護教育を調査し、日本の看護教育での司法看護教育の位置付けの検討を行う、3.日本国内の刑務所での調査と併せて、学部教育、大学院教育での新たな司法看護教育体系を構築することを目的とする。

### 3. 研究の方法

#### (1) 司法看護に関連する教育の実態調査

対象: 司法看護教育を扱っている看護系大学、

看護系大学院教員、一般病院の看護職。

方法: グループインタビュー調査(司法看護に関連する教育項目[医療観察法、児童虐待、家庭内暴力、高齢者虐待、薬物依存、法教育等]をカリキュラムにどう取り入れているか、実際の授業でどのように扱っているか等)を行い、司法看護教育の現状・教育内容・課題を抽出し、質的に分析する。2回のテーマ討論会を行う。

#### (2) 海外の看護大学・大学院の司法看護教育に関する調査

対象: アメリカ、イギリス、オーストラリアをはじめとして、世界中の司法看護に携わる教育者・研究者・実践者が集う国際司法看護学会 International Association of Forensic Nursing (IFNA)での学術集會に参加者からの情報収集。

方法: アメリカの司法看護教育を行っている各大学のパンフレット等を入手し、国際司法看護学会 IAFN等の情報源を活用して、参加各大学の教員等から教育内容について情報を得ると共に、文献研究により、海外の看護大学・大学院の司法看護教育に関する現状を調査する。

#### (3) 刑務所の刑務官、看護職からのヒアリング調査

対象: 刑務所に勤務する刑務官、看護師、准看護師3-5名。

方法: 各刑務所の担当刑務官と相談の上、各刑務所長の許可を受け、本人の同意の下で、刑務官、看護師、准看護師に矯正看護の必要性と求められる看護師の活動のあり方を検討することを目的として、刑務所での看護活動の実態と求められる活動についてヒアリング調査を実施する。

#### (4) 日本の看護系大学の学部教育、大学院教育でのモデルカリキュラムの構築

方法: 平成25年度以降の全ての調査結果を基に、研究代表者、研究分担者と共同して日本の看護系大学の学部教育、大学院教育での具体的なカリキュラム案を作成する。特に、学部教育(実際には看護師養成所三年課程の教育内容)における司法看護教育は全ての看護職にとって必要な司法看護の知識を中心に検討し、大学院教育では研究者の育成のみならず、CNS(専門看護師)、高度実践看護師等の育成も視野に入れた、実践的な内容も含めた、カリキュラムを複数検討する。

### 4. 研究成果

#### (1) 司法看護に関連する教育の実態調査

日本の看護系大学・大学院の看護教員へのグループインタビューを3か所で行い、20名の内容を分析した結果、司法看護教育の現状と課題が明らかとなり、(4)のカリキュラムの構築のための参考資料とした。

質的研究の分析により、日本の司法看護教育の実態を明らかし、司法看護にとっての加害者とは」というテーマ討論会(雑誌論文)、「日本の学部・大学院教育でフォレンジック

看護をどう教えるか」というテーマ討論会（雑誌論文）を行い、日本の司法看護教育の方向性を示した。

### (2) 海外の看護大学・大学院の司法看護教育に関する調査

司法看護教育に関する海外の動向を調査するため、海外の文献調査を行い、司法看護教育の歴史の変遷と共に、海外においても十分な司法看護教育がなされるようになってきたのは最近のことであり、学部教育は途上にあり、卒後教育を中心とした教育がなされ、内容的には性被害者支援はもちろんのこと、暴力、児童虐待、矯正看護などの教育の必要性が明らかになり、日本における司法看護教育の必要性が再確認できた。具体的には、司法看護はイギリスなどで司法精神看護、矯正看護として始まっているが、アメリカでは性暴力に対する支援を行う SANE (Sexual Assault Nurse Examiner, 性暴力被害者支援看護職)として始まり、徐々に活動範囲を拡大し、SANE、司法精神看護、矯正看護、対人暴力支援専門看護、検屍看護、コロナー、法的コンサルタントといった主要な領域に分類できる活動を行っている。司法看護に関する教育は専門看護の教育として主に卒後の継続教育、大学院修士課程の司法看護に関するプログラム、博士課程における研究活動においてなされている。司法看護に関する活動について、被害者支援である SANE の活動は理解されやすいが、加害者支援に当たる司法精神看護、矯正看護等に対する理解は得られにくく、全てのケアを要する人に看護を提供するという看護の倫理的視点からも司法看護に対する理解を求める必要がある。性被害者の支援を行う SANE の活動についても暴力を受けた被害者の証拠を治療のために破棄してしまうことが見られるため、被害者の不利益となっていて、適切な対処が求められている。司法看護教育は卒後看護教育のみでは不十分で、大学の学部レベルでの教育が必要であり、特に、証拠保全や暴力に関する教育、加害者へのケアの教育を行う事により、現場での問題に対処できることが分かった。

平成 25 年 10 月 21 日～10 月 25 日、アメリカのカリフォルニア州で開催された国際司法看護学会に参加し、Duquesne University 等のパンフレットや最新の司法看護の教科書を手に入れた。学会でアメリカ、イギリスなど海外で行われている司法看護教育の実状について情報を収集し、アメリカの司法看護教育は学部と博士課程 (Ph.D.) では発展途上であること、イギリスでは矯正看護教育は行われているが、司法看護教育は十分実施されていないことが分かった。しかし、アメリカを中心に病院の司法看護師や SANE の活動実績は積み重ねられていることが分かった。

### (3) 刑務所の刑務官、看護職からのヒアリング調査

受刑者へのケアを提供する矯正看護の中心である刑務所における看護について研究

を行った。刑務所に勤務する看護師、刑務官等からのインタビューは 2 カ所の刑務所で行い、刑務官に実施したヒアリング調査結果から、看護師に対する矯正看護の教育が十分でないことが分かった。刑務所勤務の看護師に実施したヒアリング調査結果から、看護師に対する矯正看護の教育が十分でなく、看護学生への教育の必要性があることが分かった。

看護師への教育については、現任教育が多く、外部研修へ行く機会はほとんどなく、自己研鑽に任されている現状が浮き彫りになった。また、矯正看護という分野自体の存在を知らない看護師が多く、矯正医療あるいは矯正医学という言葉自体は聞いてはいても、矯正看護という分野の存在が意識されていない現状が明らかになった。特に、看護基礎教育で、矯正について全く学んでいなかったことから、刑務所医療に関わって初めて、受刑者のことについて学び始めたということが明確になり、看護基礎教育での矯正看護、司法看護教育の必要性が確認できた。

また、保安職である准看護師 (刑務官から准看護師になった者) の意識は医療というよりも矯正に主眼が置かれていることも明らかになった。彼らは矯正の担い手であり、医療の担い手でもあるが、矯正看護という分野についての担い手という意識はなかった。

### (4) 日本の看護系大学の学部教育、大学院教育でのモデルカリキュラムの構築

海外の実態、日本の矯正看護の実態も含め、司法看護教育の必要性が確認されたため、具体的なカリキュラムの検討を行った。

司法看護教育は一般の看護師になる基礎看護教育、特に学部教育レベルで行う必要がある。司法看護の対象は患者 (被害者・加害者)、被害者及び加害者の家族となり、暴力や虐待の存在する場所で必要とされる。逆に、暴力や虐待のない環境は特殊な環境であり、ジェネラリストを目指す一般の看護師、看護学生は司法看護の基本を学んでおく必要がある。

カリキュラムを作成するにあたって、学部レベル、大学院レベルの検討を行い、試案を作成した。

学部レベルで必要とされることは司法看護の基礎知識を与えることであり、従来、小児看護、老年看護、精神看護等で個別に教育されてきた、児童虐待、高齢者虐待、暴力とドメスティック・バイオレンス、薬物犯罪、性犯罪、司法精神看護などを司法看護の視点で系統的に教育する必要があると考えられる。

具体的に学部学生に行っている精神看護学の 1 コマ (90 分) を用いた、司法看護教育の内容は次の通りである。

講義タイトル「司法看護 (司法精神看護)」

1. 司法看護の定義
2. 司法看護の歴史
3. 被害者へのケアと犯罪者へのケア
4. 日本と米国における司法看護の考え方

(SANE-A, SANE-Pを含む)

5. 司法看護の対象者について

6. 矯正看護

1) 受刑者・犯罪者と出会う場面 矯正看護  
2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

3) 出産する場合

4) 健康診断

7. 触法精神障害者の施設内処遇の比較と心神喪失者等医療観察法

1) 触法精神障害者に関する法律

1.1 心神喪失者等医療観察法の特徴

1.2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と精神障害者

2) 触法精神障害者の定義と責任能力

2.1 触法精神障害者の定義

2.2 刑法 39 条における責任能力

2.3 心神喪失者等医療観察法における責任能力判断

3) 触法精神障害者収容施設の特徴と処遇

3.1 医療観察法病棟の特徴と触法精神障害者の処遇

3.2 医療刑務所の特徴と触法精神障害者の処遇

4) 各施設における触法精神障害者の処遇の比較

4.1 処遇の類似点と相違点

4.2 処遇の格差とその根拠

5) 触法精神障害者に対する処遇の在り方

5.1 触法精神障害者の治療

5.2 医療観察法鑑定とは

希望学生に受講後、刑務所見学を行っている。刑務所見学は重要であり、学生自身が受刑者、犯罪者を理解する良い機会となる。

この授業は広く浅く行っており、不十分な内容である。そこで、学部教育におけるカリキュラムとして、次の表 1 に試案を示す。

表 1 学部レベルにおける司法看護教育

	講義テーマ
第 1 回	司法看護の定義
第 2 回	司法看護の歴史
第 3 回	犯罪はなぜこるか
第 4 回	責任能力と刑事罰
第 5 回	心神喪失
第 6 回	少年非行
第 7 回	被害者支援と加害者支援
第 8 回	暴力について
第 9 回	DV について
第 10 回	性的暴力と SANE
第 11 回	児童虐待
第 12 回	高齢者虐待
第 13 回	司法精神看護 (医療観察法)
第 14 回	矯正看護
第 15 回	刑務所等見学

この試案は司法看護を皮切りに、犯罪と暴力に焦点を当て、加害者と被害者へのケアについての基本的考え方を伝えるものである。被害者支援に重点を置いたカリキュラムも

考えられるが、被害者が存在するということは、加害者も存在し、加害者へのケアも必要と考える立場から、加害者支援にも時間を割いている。また、最初の方では法学的、犯罪学的内容も盛り込んでおり、可能であれば法学の専門家にも参加してもらうことにより、学生に知識の幅を広げるものとする。

大学院レベルでの司法看護の教育は海外では主に、NP (ナースプラクティショナー) としての活動であり、日本ではまだ認められてはいない。共同研究者の一人が既に大学院教育の一科目として司法看護論を教育している。高度実践看護師を視野に入れた大学院教育の場合のカリキュラムの試案は次の表 2 の通りである。

表 2 大学院司法看護専門分野

科目	内容	単位
専門分野共通科目	司法看護専門分野を深めるために基盤となる次の科目を 12 単位以上履修する。	12 単位
	1. 司法看護概論	各 2 単位
	2. 犯罪理論・刑事法学	
	3. 暴力被害者のアセスメント	
	4. 性暴力被害者への支援	
	5. 被害者・家族へのカウンセリング	
6. 児童虐待に関するアセスメント		
専攻分野専門科目	性暴力被害者支援看護	2 単位
	矯正看護	
実習科目	矯正看護に関する実習、養護施設における実習、性暴力被害者支援看護実習など	10 単位

この試案は高度実践看護師の養成課程を念頭に置いて作成したが、矯正看護における実習ができるか否かは法務省、刑務所等の受け入れ許可によって左右される。また、養護施設における実習は可能ではあるが、受け入れ施設の数の確保の問題もある。性暴力被害者支援看護実習の場合は日本ではまだ SANE など性暴力被害者支援看護に関する法整備がなされていないため、どのような実習が可能かが今後の検討課題となる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

日下修一、日本の学部・大学院教育で司法看護教育をどう教えるか

- テーマ討論報告、アディクション看護、査読なし、Vol.13、No.1、2016、pp.32-43

友田尋子、山田典子、三木明子、フォレンジック看護学 (Forensic Nursing) への期待と展望、看護教育、査読なし、2015、Vol.56、No.1、pp.48-54

三木明子、司法看護にとっての「加害者」とは - テーマ討論報告 -、アディクション看護、査読なし、2015、Vol.12、No.1、pp.47-55

山田典子、三木明子、友田尋子、日下修一、柳井圭子、宮本眞巳、フォレンジック看護の実践と教育 フォレンジック看護の視点を持って患者や家族とかがかわっていますか?、月刊ナーシング、査読なし、2015、Vol.35、No.14、pp.97-100

日下修一、三木明子、司法看護とアディクション - 2013 年国際司法看護学会参加報告、アディクション看護、査読なし、Vol.11、No.1、2014、pp.19-23

三木明子、日下修一、友田尋子、国際司法看護学会見聞録 司法看護の視点を現場に取り入れることで被害者への支援が拡大する、看護部長通信、査読なし、Vol.11、2014、pp.121-127

〔学会発表〕(計 5 件)

三木明子、山田典子、友田尋子、看護系大学教員が考える学部・大学院における司法看護教育、第 35 回日本看護科学学会学術集会、2015 年 12 月 6 日、広島国際会議場、広島

三木明子、友田尋子、山田典子、日下修一、宮本眞巳、柳井圭子、日本の学部・大学院教育でフォレンジック看護をどう教えるか、第 35 回日本看護科学学会学術集会、2015 年 12 月 6 日、広島市文化交流会館、広島

Noriko Yamada ,Hiroko Tomoda ,Akiko Miki : Problems in Forensic Nursing Recognized by Academic Teaching Staff Members at Japanese Universities . The International Conference on Forensic Nursing Science and Practice ,28-31 Oct 2015 .Orland Florida .

日下修一、海外文献調査による海外における司法看護教育の特徴、日本看護学教育学会第 34 回学術集会、2015 年 8 月 18 日、アステ

イトくしま、徳島

三木明子、日下修一、友田尋子、山田典子、宮本有紀、新納美美、米国・日本における司法看護教育の実践 日本の大学・大学院での司法看護教育を考える、日本看護科学学会第 34 回学術集会、2014 年 11 月 29 日、名古屋国際会議場、愛知

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

日下 修一 (KUSAKA, Shuichi)

聖徳大学・看護学部・教授

研究者番号：00566614

### (2) 研究分担者

友田 尋子 (TOMODA, Hiroko)

甲南女子大学・看護リハビリテーション学部・教授

研究者番号：30315569

三木 明子 (MIKI, Akiko)

筑波大学・医学医療系・准教授

研究者番号：30237135

山田 典子 (YAMADA, Noriko)

日本赤十字秋田看護大学・看護学部・教授

研究者番号：10320863